盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十号

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約

目次

前文
第一条　他の条約との関係
第二条　定義
第三条　受益者
第四条　利用しやすい様式の複製物に関する国内法令上の制限及び例外
第五条　利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換
第六条　利用しやすい様式の複製物の輸入
第七条　技術的手段に関する義務
第八条　プライバシーの尊重
第九条　国境を越える交換を促進するための協力
第十条　実施に関する一般原則
第十一条　制限及び例外に関する一般的義務
第十二条　他の制限及び例外
第十三条　総会
第十四条　国際事務局
第十五条　この条約の締約国となる資格
第十六条　この条約に基づく権利及び義務
第十七条　この条約の署名
第十八条　この条約の効力発生
第十九条　締約国についてこの条約の効力が生ずる日
第二十条　この条約の廃棄
第二十一条　この条約の言語
第二十二条　寄託者

前文

締約国は、

世界人権宣言及び国際連合の障害者の権利に関する条約において宣明された無差別、機会の均等、施設及びサービス等の利用の容易さ並びに社会への完全かつ効果的な参加及び包容の原則を想起し、

視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者の完全な発達を害している諸課題に留意し、また、その諸課題により、これらの者が、他の者との平等を基礎としてあらゆる種類の情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む表現の自由（自ら選択するあらゆる形態の意思疎通によるものを含む。）、教育を受ける権利の享受並びに研究を実施する機会について制限されていることに留意し、

文学的及び美術的著作物の創作を促進し、及びその創作に報酬を与えるものとして著作権の保護が重要であること並びに視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者を含む全ての者が地域社会の文化的な生活に参加し、芸術を享受し、並びに科学の進歩及びその利益を共有するための機会を増大させることが重要であることを強調し、

社会における機会の均等を達成するに当たり視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用することに対する障壁を認識し、また、利用しやすい様式の著作物の数を増大させること及びこれらの著作物の流通を改善することの双方の必要性を認識し、

視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者の多数が開発途上国及び後発開発途上国において生活していることを考慮し、

各国の著作権法における相違にかかわらず、強化された国際的な法的枠組みにより、新たな情報通信技術が視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者の生活に及ぼす肯定的な影響を増大させることができることを認め、

多くの加盟国が視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者のために自国の著作権法において制限及び例外を定めているが、これらの者にとって利用しやすい様式の複製物の形態で利用可能な著作物が引き続き不足していること、これらの者のために著作物を利用しやすいものとする当該加盟国の努力に相当の資源が必要とされること及び利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換ができないためにこれらの努力の重複が生じていることを認め、

著作物を視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者のために利用しやすいものとするに当たり権利者が果たす役割が重要であること並びに著作物を視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者のために利用しやすいものとするための適当な制限及び例外がそのような利用の機会を提供することができない場合には重要であることの双方を認め、

著作者の権利の効果的な保護と一層広範な公共の利益（特に、教育、研究及び情報の利用）との間の均衡を保つ必要があること並びにそのような均衡が視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者のために著作物を利用する効果的な及び適時の機会を促進しなければならないことを認め、

著作権の保護に関する既存の国際条約に基づく締約国の義務並びに文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約第九条(2)その他の国際文書に定める制限及び例外に関するスリー・ステップ・テストの重要性及び柔軟性を再確認し、

世界知的所有権機関の一般総会により二千七年に採択され、開発に関する考慮が同機関の活動の不可分の一部を成すことを確保することを目的とする開発のためのアジェンダの勧告の重要性を想起し、

国際的な著作権制度の重要性を認め、また、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が著作物を利用する機会を促進し、及びこれらの者による著作物の利用を容易にするために制限及び例外について調和を図ることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　他の条約との関係

この条約のいかなる規定も、締約国が他の条約に基づいて相互に負う義務を免れさせるものではなく、また、締約国が他の条約に基づいて有する権利に影響を及ぼすものではない。

第二条　定義

この条約の適用上、

(a)　「著作物」とは、発行されているか又は他のいかなる媒体において公に利用可能なものとされているかを問わず、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下「ベルヌ条約」という。）第二条(1)に規定する文学的及び美術的著作物であって文字、記号又は関連する図解の形式によるものをいう。